

## 福井県内水面漁場管理委員会指示第8-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項および第171条第4項の規定に基づき、コクチバスの取扱いについて次のように指示する。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

令和8年3月17日

福井県内水面漁場管理委員会

会長 此下 美千雄

### 第1 指示の内容

公共用水面およびこれと接続一体を成す水面において、コクチバスを採捕した者は、コクチバスをその水域に放してはならない。

### 第2 指示の期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで